

制度の内容

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

- ※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。
- ※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

根拠条文

建築基準法第39条

指定権者

地方公共団体が条例で指定

条例の例

●静岡県建築基準条例（抄）

（指定）

第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- 知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

（建築の制限）

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事がかけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。



指定の推移

※指定理由は急傾斜地崩壊が太宗を占めている

| 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日 | 令和5年4月1日 |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 22,247箇所 | 22,641箇所 | 22,781箇所 | 22,741箇所 | 22,784箇所 | 22,917箇所 | 22,141箇所 |

（令和5年4月1日現在）

| 指定理由 | 指定箇所数 (箇所) | 区域内面積 (ハクタール) | 区域内の建築物数 | | | |
|-----------|---------------|------------------|----------|-----------|--------|---------|
| | | | 住宅(棟) | うち既存不適(棟) | 非住宅(棟) | 計(棟) |
| 土砂災害(※1) | 18,520 | 28,593 | 296,843 | 98,315 | 35,810 | 332,653 |
| 津波・高潮 | 3,306 | 22,671 | 76,956 | 720 | 41,543 | 118,499 |
| 氾濫(外水・内水) | 304 | 7,506 | 2,922 | 541 | 1,233 | 3,980 |
| その他(※2) | 11 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 22,141 | 58,837 | 376,721 | 99,576 | 78,586 | 455,132 |

※1 かけ崩れ・地すべり・土石流などを総称。
 ※2 「その他」には地盤変動、泥流、噴石などがある。